

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件 二四
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二五
- 道路の区域を変更する件 二五
- 道路の供用を開始する件 二五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 二五

告 示

福島県告示第三百五十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつた。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける		認可申請年月日
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		
株式会社 フェリスラテ	福島市土船字新林二五一七	福島市佐原字三助一一一ほか八十五筆		平成二十七年四月一〇日

有 限 会 社 フ ロ ン テ ィ ア	郡山市三穂田町富岡字住ノ内七一一二	郡山市三穂田町富岡字光七六ほか七十四筆	同	日
武藤 甲児	郡山市湖南町福良字中浜三八六九	郡山市湖南町福良字東童子一二六ほか九筆	同	日
渡部 久博	郡山市湖南町福良字前田三三四五	郡山市湖南町福良字中浜二一ほか十八筆	同	日
市川 正一	郡山市三穂田町鍋山字向屋敷一一	郡山市三穂田町鍋山字学四〇ほか一筆	同	日
佐藤 鉄夫	郡山市三穂田町川田字日向四〇一一	郡山市三穂田町川田字沢五一ほか五筆	同	日
佐藤 政喜	郡山市大槻町字中ノ平五五	郡山市大槻町字室ノ木前八一―一ほか九筆	同	日
岡部 俊男	須賀川市仁井田字関下九九	郡山市安積町牛庭三丁目七ほか十五筆	同	日
松川 延安	郡山市田村町山中字団子田一〇四一一	郡山市田村町山中字枇杷沢五五七ほか一筆	同	日
芦名 房雄	郡山市三穂田町大谷字西前田六四	郡山市三穂田町大谷字蟹沢四五ほか十筆	同	日
増子 章雄	郡山市日和田町字岩井一一四九	郡山市日和田町字岩井一一〇ほか五筆	同	日
有 限 会 社 ア グ リ プ ロ 八 丁 目	郡山市日和田町八丁目字門前三三	郡山市日和田町八丁目字羽黒一一七ほか九十六筆	同	日
森藤 重基	須賀川市榊衝字久保ノ内八三	須賀川市榊衝字上新田八三―一ほか二十一筆	同	日
齋藤 弘行	須賀川市榊衝字久保ノ内一一八	須賀川市榊衝字久保之内西一〇ほか八筆	同	日

鈴木 忠彊	高平字古館一一六一	字古館三六七ほか一筆	日
鈴木 利将	南相馬市原町区下北 高平字赤字津木一六 九	南相馬市原町区下北高平 字赤字津木五二五ほか三 筆	日
安島 美光	南相馬市原町区下高 平字御屋敷四八	南相馬市原町区下高平字 桜井前五三五一二ほか七 筆	日
芦間 雄一	いわき市山田町林崎 一一二九	いわき市山田町後沢一三 五ほか五筆	日

(農業担い手課)

福島県告示第三百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、檜葉町土地改良区から平成二十七年三月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十一日認可した。

平成二十七年五月一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第三百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、下郷町土地改良区から平成二十七年四月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十三日認可した。

平成二十七年五月一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第三百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市常磐藤原町仲 江一九番六地先から 同 市渡辺町上釜戸 字青谷二九四番二地先 まで	変更前 変更後	二七・八〇 二七・八〇 二〇六・八	三八七・八 三八七・八

(道路計画課)

福島県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市常磐藤原町仲江一九番六 地先から 同 市渡辺町上釜戸字青谷二九 四番二地先まで	平成二十七年五月一日

(道路計画課)

公 告

公告第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年五月一日

福島県知事 内堀雅雄

